

身体障害者福祉法（抜粋）

（施設）

第5条 この法律において、「身体障害者社会参加支援施設」とは、身体障害者福祉センター、補装具製作施設、盲導犬訓練施設及び視聴覚障害者情報提供施設をいう。

2 （略）

（施設の設置等）

第28条 都道府県は、身体障害者社会参加支援施設を設置することができる。

2～5 （略）

（視聴覚障害者情報提供施設）

第34条 視聴覚障害者情報提供施設は、無料又は低額な料金で、点字刊行物、視覚障害者用の録音物、聴覚障害者用の録画物その他各種情報を記録した物であつて専ら視聴覚障害者が利用するものを製作し、若しくはこれらを視聴覚障害者の利用に供し、又は点訳（文字を点字に訳すことをいう。）若しくは手話通訳等を行う者の養成若しくは派遣その他の厚生労働省令で定める便宜を供与する施設とする。

（都道府県の支弁）

第36条 身体障害者の更生援護について、この法律において規定する事項に要する費用のうち、次に掲げるものは、都道府県の支弁とする。

① ～③ （略）

④ 第28条第1項及び第4項の規定により都道府県が設置する身体障害者社会参加支援施設及び養成施設の設置及び運営に要する費用

（国の負担）

第37条の2 国は、政令の定めるところにより、第35条及び第36条の規定により市町村及び都道府県が支弁する費用について、次に掲げるものを負担する。

① 第35条第4号及び第36条第4号の費用（視聴覚障害者情報提供施設の運営に要する費用に限る。）については、その10分の5

② （略）